

札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会要領

平成 19 年 8 月 16 日制定

平成 21 年 12 月 7 日一部改定(平成 21 年 11 月 18 日から適用)

平成 26 年 7 月 1 日一部改正

平成 27 年 1 月 6 日一部改正

1 趣旨

この要領は、札幌市健康づくり推進協議会要綱第 4 条の規定に基づき、札幌圏域地域・職域連携推進連絡会札幌部会（以下「札幌部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目的

市民の生命や健康を脅かす主要な疾患となっている生活習慣病（がん、心臓病、脳卒中、糖尿病等）を予防するために、個々人の主体的な健康づくりの取組に加え、健康教育、健康相談、健康診査等の保健事業による継続した健康管理を支援することが必要である。

地域保健と職域保健の連携（以下「地域・職域連携」という。）により、健康づくりのための健康情報の共有、保健事業の共同実施及び健康づくりに関する社会資源の相互活用を行い、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備し、並びに生活習慣病予防対策を推進するため、札幌部会を設置する。

3 活動内容

(1) 会議の開催

札幌部会の会議は、札幌市健康づくり推進協議会と同時に開催する。ただし、必要に応じて、札幌市健康づくり推進協議会とは別途開催することができる。

(2) 情報の提供

ア 地域保健及び職域保健双方の保健事業の情報共有により、保健事業の相互活用を推進する。

イ 保健事業に関する普及啓発活動を推進する。

(3) 課題の検討

地域・職域連携により、地域特性を踏まえた健康課題について検討する。

(4) 保健活動

ア 健康管理体制が十分ではないと考えられる小規模事業所等に対する、健康教育・健康相談等の実施方法を検討し、地域保健と連携した保健事業を推進する。

イ 慢性疾患等の健康問題を抱える人に対する地域・職域連携による保健指導を推進する。

ウ 退職等によって職域保健から地域保健に移行する人に対する継続的な健康管理を推進する。

エ その他、特定健康診査及び特定保健指導の実施向上に向けた取組の推進等を行う。

(5) その他、地域・職域連携に必要な事業の推進

4 委員等

札幌部会の委員は、原則として、次の各号に掲げる関係機関に属する者のうちから指名する。

(1) 保健医療関係機関

札幌市医師会、札幌歯科医師会、札幌薬剤師会、北海道看護協会、北海道栄養士会札幌石狩支部

(2) 保険関係機関

北海道国民健康保険団体連合会、健康保険組合連合会北海道連合会

(3) 職域保健関係機関

北海道労働保健管理協会、札幌青年会議所、連合北海道札幌地区連合会、札幌商工会議所
札幌地域産業保健センター

(4) 市民関係団体

札幌市食生活改善推進員協議会